

京都市消防学校及び消防署所等 13 施設
照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業

公募型プロポーザル審査要領

令和 6 年 4 月

京 都 市

京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設
照明設備LED化簡易型ESCO事業 プロポーザル審査要領

京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係るESCO事業提案書の審査は、京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

1 審査委員会

- (1) 審査委員会は、別表第 1 に掲げる者で構成する。
- (2) 審査委員会には、審査委員長を置き、消防局総務部長が務める。
- (3) 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を掌理する。
- (4) 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。なお、同数の場合は、審査委員長が定める。
- (5) 審査委員会の庶務は、消防局総務部施設課において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会において定めるものとする。
- (7) 提案者から提出されたESCO事業提案書について、その内容の確認及び補足説明を受けることを目的として、審査委員会は提案者からヒアリングを行うことができることとする。なお、当該ヒアリング開催の有無は、審査委員長が決定するものとする。

2 ESCO事業提案書の審査及び選定

(1) 審査の方法

審査委員会は、評価基準を基に、実施体制、技術提案、省エネルギー効果、事業費について、総合的にESCO事業提案書の審査を行う。

- ア 審査の結果、各審査員の評価を合計した点数（評価点）により順位を付する。
- イ 評価点が同点の場合は、提示された事業費が低価である提案者を上位として順位を付する。提示された事業費も同額の場合は、くじ引により最優秀提案者を選定する。
- ウ 第一位の提案を行った提案者を最優秀提案者（優先交渉権者）と、第二位の提案を行った提案者を優秀提案者（次点交渉権者）として選定する。
- エ 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。
- オ 応募者が 1 者の場合でも審査・選定を行う。

(2) 評価基準

評価基準は、以下のとおりとし、別表第 2 の評価基準に従って審査を行う。

ア 事業実施体制評価

(ア) ESCO事業の実施実績について

代表企業のESCO事業の実施実績を評価する。（平成 2 5 年 4 月 1 日以降に契約し、参加表明書提出日までに事業が完了しているもの又は 1 年以上の事業期間が経過したものに限る。）評価は、様式に記載のESCO実績について、その件数（契約書の写し等により確認できるものに限る。）により行う。

(イ) 大規模な照明設備LED化事業（1 件当たり 500 台以上）の実績について

代表企業の大規模な照明設備LED化事業（照明器具の台数として500台以上のLED化を実施するリース又は工事（元請の場合に限る。））を実施した実績を評価する。

（平25年4月1日以降に契約し、参加表明書提出日までに事業が完了しているもの又は1年以上の事業期間が経過したものに限る。）評価は、様式に記載の大規模な照明設備LED化事業の実績について、その件数（契約書の写し等により確認できるものに限る。）により行う。

(ウ) 代表企業の所在地

代表企業の所在地により評価を行う。

(エ) 代表企業を含む構成員の市内中小企業割合

代表企業を含む構成員のうち、市内に本店又は主たる事務所を有する中小企業※（以下「市内中小企業」という。）の占める割合により評価を行う（複数の役割を担う構成員については役割ごとに1社として割合を算定する。）。

※ 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。または、本市の競争入札参加有資格者である場合は、競争入札参加有資格者名簿（提案書を提出時点での最新名簿）の企業区分が中小企業であるものをいう。

(オ) 市内中小企業の予定施工割合

本事業による照明器具施工台数に占める、市内中小企業の施工台数の割合を評価する。評価の対象となる数値は、施工役割を担う構成員及びその一次下請業者のうち、市内中小企業に該当する企業が施工する照明器具の台数を、本事業でLED化する照明器具の総施工台数で除した数値とする。

なお、一次下請業者の施工台数は、その二次下請業者以降が施工する台数を含めるものとする。

本項目については、完了検査時に実際の施工割合（照明台数の変更があった場合には変更後の照明台数による）を確認する。

(カ) 環境に配慮した企業の割合

代表企業を含む構成員のうち、ISO14001やKES等の環境マネジメントシステムの認証を取得している企業の占める割合により評価を行う（複数の役割を担う構成員については役割ごとに1社として割合を算定する。）。

イ 技術的評価

(ア) 工程管理及び品質管理に関する留意点及び対策

工程管理・品質管理に関する留意点が具体的に示され、効果的な対策が講じられているかを評価する。

(イ) 安全管理及び緊急時に関する留意点及び対策

安全管理・緊急対応に関する留意点が具体的に示され、効果的な対策が講じられているかを評価する。

ウ 経済的評価

(ア) 省エネルギー効果

LED化の対象となる照明器具の年間の電気使用量に対する削減割合について、本市の指定様式により計算された削減率により、評価を行う。

(イ) 事業費

事業者から提案された提案見積金額により評価を行う。ただし、この金額はそのまま契約金額になるのではなく、最終的な契約金額は、現地調査及び詳細設計による施工内容と施工数量を踏まえ、本市と優先交渉権者との間で行う詳細協議において決定することとなる。その際は、提案時の単価、経費等をベースとする。

3 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、提案者に文書で通知する。最優秀提案者に対しては様式第1号により、優秀提案者に対しては様式第2号により、最優秀提案者及び優秀提案者以外の者に対しては様式第3号により通知する。
- (2) 審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

別表第 1

消防局総務部長
消防局総務部総務課長
消防局総務部施設課長
環境政策局地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長
都市計画局公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長

評価基準

1 事業実施体制評価（配点：5点×3項目+10点×2項目+15点×1項目=50点）						評価対象 提出書類
(1)代表企業の過去10年間におけるESCO事業の実績	S（5点）	A（3点）	B（0点）			
	実績が2件以上ある	実績がある	実績なし			様式第6号
(2)代表企業の過去10年間における大規模な照明設備LED化事業（1件当たり500台以上）の実績	S（5点）	A（3点）	B（0点）			
	500台以上の実績が2件以上ある	500台以上の実績がある	500台以上の実績がない			様式第6号
(3)代表企業の所在地	S（10点）	A（6点）	B（4点）	C（2点）	D（0点）	
	本店又は主たる事務所が京都市内にある	営業所が京都市内にある	本店又は主たる事務所が京都府下にある	営業所が京都府下にある	京都府下に本店等がない	様式第5号 ほか
(4)構成員の市内中小企業の割合 ※複数の役割を担う構成員については、役割ごとに1社として算定	S（15点）	A（10点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）	
	100%	75%以上	50%以上	25%以上	25%未満	様式第5号 ほか
(5)市内中小企業の予定施工割合	S（10点）	A（8点）	B（6点）	C（4点）	D（2点）	
	90%以上	80%以上	70%以上	60%以上	50%以上	様式第12号 （完了検査において資料を求める。）
(6)構成員のうち、環境マネジメントに関する認証を取得している企業の割合 ※複数の役割を担う構成員については、役割ごとに1社として算定	S（5点）	A（3点）	B（2点）	C（1点）	D（0点）	
	100%	75%以上	50%以上	25%以上	25%未満	様式第5号 ほか

2 技術的評価 (配点 : 5 点 × 2 項目 = 10 点)						評価対象 提出書類
(1)工程管理、品質 管理に関する留意 点及び対策	S (5 点)	A (4 点)	B (3 点)	C (2 点)	D (1 点)	
	極めて 良好	良好	適当	やや不足	不足	様式第 14 号
(2)安全管理、緊急 対応に関する留意 点及び対策	S (5 点)	A (4 点)	B (3 点)	C (2 点)	D (1 点)	
	極めて 良好	良好	適当	やや不足	不足	様式第 15 号
3 経済的評価 (配点 : 20 点 × 1 項目 + 60 点 × 1 項目 = 80 点)						評価対象 提出書類
(1)省エネルギー効果 ※照明による電気 使用量に対する 削減割合	S (20 点)	A (16 点)	B (12 点)	C (8 点)	D (4 点)	
	63% 以上	62% 以上	61% 以上	60% 以上	59% 以上	様式第 17 号
(2)事業費	(予定価格 - 当該提案者の提案見積金額) / (予定価格 - 全参加者の提案見積金額の最低額) × 60 点 (注) 小数第 2 位以下切り捨て。提案者が 1 者のときは 60 点とする。					様式第 12 号
合計点数	点 / 140 点					

- (注) 1 1(1)がB評価かつ1(2)がB評価の場合は、失格とする。
2 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。

(様式第 1 号)

発消施第 号
令和 6 年 月 日

様

京 都 市 消 防 局
総 務 部 長

京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設
照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業に係る最優秀提案者の決定について (通知)

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業に係るプロポーザル募集に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された ESCO 事業提案書を厳正に評価した結果、貴社を代表者とするグループを最優秀提案者 (優先交渉権者) として決定いたしましたので、お知らせいたします。

(本件担当)

〒 6 0 4 - 0 9 3 1

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 4 5 0 - 2

京都市消防局総務部施設課 施設担当

T E L : 0 7 5 - 2 1 2 - 6 6 4 3

F A X : 0 7 5 - 2 5 2 - 6 3 5 7

電子メール : shisetsu-shobo@city.kyoto.lg.jp

(様式第 2 号)

発消施第 号
令和 6 年 月 日

様

京 都 市 消 防 局
総 務 部 長

京都市消防学校及び消防署所等 13 施設
照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業に係る優秀提案者の決定について (通知)

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は京都市消防学校及び消防署所等 13 施設照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業に係るプロポーザル募集に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された ESCO 事業提案書を厳正に評価した結果、貴社を代表者とするグループを優秀提案者 (次点交渉権者) として決定いたしましたので、お知らせいたします。

(本件担当)

〒 6 0 4 - 0 9 3 1

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 4 5 0 - 2

京都市消防局総務部施設課 施設担当

T E L : 0 7 5 - 2 1 2 - 6 6 4 3

F A X : 0 7 5 - 2 5 2 - 6 3 5 7

電子メール : shisetsu-shobo@city.kyoto.lg.jp

(様式第 3 号)

発消施第 号
令和 6 年 月 日

様

京 都 市 消 防 局
総 務 部 長

京都市消防学校及び消防署所等 13 施設
照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業に係る審査結果について (通知)

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は京都市消防学校及び消防署所等 13 施設照明設備 LED 化簡易型 ESCO 事業に係るプロポーザル募集に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された ESCO 事業提案書を厳正に評価した結果、残念ながら今回は貴社を代表者とするグループは、最優秀提案者及び優秀提案者として選定するに至りませんでしたので、お知らせいたします。

貴社を代表者とするグループの今回の真摯な取組に対し、また、提案書作成等に貴重な時間と労力を注がれたことに対して心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市環境政策の推進に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(本件担当)

〒 6 0 4 - 0 9 3 1

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 4 5 0 - 2

京都市消防局総務部施設課 施設担当

T E L : 0 7 5 - 2 1 2 - 6 6 4 3

F A X : 0 7 5 - 2 5 2 - 6 3 5 7

電子メール : shisetsu-shobo@city.kyoto.lg.jp